

# 業務権限規程

## 第1条（目的）

本規程は、公益社団法人日本ボクシング連盟（以下「日連」という）の業務執行規程（令和3年3月15日施行）第2条に規定する業務執行機関及び業務執行者が担う業務の中で、重要な業務執行について類型化し、当該重要業務の業務執行機関及び業務執行者の権限を定めることで、業務の適正かつ効率的な執行を図ることを目的とする。

## 第2条（定義）

本規程の業務執行者の定義として、委員会に所属し、委員長の代理として理事会に報告や審議・決議事項を上程する理事を、第4条別表で定める担当理事と定義することとする。

## 第3条（重要な業務の種類）

本規程の定める重要な業務の種類は、以下の8種類とする。

1. 日本代表選手を合宿・遠征・国際大会に派遣する際に、派遣する選手とスタッフを選定する業務
2. 前号に類する日本を代表する地位を付与する者を選定する業務
3. 強化プランを策定する業務
4. 全国大会において、日連から開催地に派遣する競技役員等を選定する業務
5. JOCコーチ設置事業対象者及び事務局員の採用する業務
6. 事務局規定第5条に定める支出負担を伴う業務及び第7条に定める現金の管理業務
7. 事務局規定第2条及び第4条に定める文書・印章管理業務
8. 外部統制対応業務として、内閣府や、JSPO（日本スポーツ協会）、JOC（日本オリンピック委員会）の統括団体等からの指導を受け内部統制に反映する業務

## 第4条（重要な業務の権限）

前条に定める重要な業務を担う業務執行機関及び業務執行者の権限については、別表のとおりとする。

## 第5条（規程の改廃）

この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

## 附 則

この規程は、令和4年2月20日から施行する。

【別表】重要な業務の類型及び業務執行権限（公益法人会計基準の費用科目の区分の基づく）

	① 事業費領域				② 管理費領域				
	①強化事業			②全国大会運営事業	内部統制業務領域			外部統制先からの指導等への対応業務	
	①合宿・遠征・国際大会に派遣する選手とスタッフを選定する業務。	②左に類する日本を代表する地位を付与する業務。 (-)JOC強化指定選手や強化スタッフの選定 (-)アスリート助成金受給対象者の選定 (-)年間表彰者の選定 (-)日本ランキングの策定	③強化プランを策定する業務。		①ヒト資源	②モノ・カネ資源	③情報資源		
							①JOCコーチ設置事業対象者を決定する業務。 ②事務局員を採用（及び更新？）する業務。	①事務局規程第5条及び第6条に定める支出負担を伴う業務。 ②事務局規程第7条現預金の管理業務。 ※詳細は経理規則による	①事務局規程第2条及び第4条に定める文書・印章管理業務。 ※詳細は文書・印章管理規程による
業 務 権 限	起案する業務執行機関及び業務執行者	強化委員長の起案を強化委員会及びスポーツ科学委員会が協議。	(-)は担当理事または強化委員長で起案。 (-)は強化委員会で審議し決議。 (-)は担当理事または総務委員長で起案。 (-)は総務委員会で審議し決議。	強化委員長の起案を強化委員会で協議。	①は総務委員会で起案し以下の機関と協議。 ②は、総務委員会が開催地の実行委員会や大会主催者（JSPOや全国高体連）との間で協働で行う(1)(2)以外の業務。	①は専務理事が起案。 ②は事務局長が起案。	①は事務局長が起案。 ②は現金出納が発生した際、経理担当者が現金残高と現金出納帳の照合結果を報告。	①の(1)(2)は事務局長が書類に公印を押印し専務理事の確認の上文書を提出。 ②の(1)は事務局員が書類に押印し事務局長確認の上契約相手方等に文書を提出。	業務委託しているマネジメントスタッフが、総合窓口として指導内容を受け、内部統制に反映する対応案を作成。
	上記起案者（または起案機関）が協議を行う機関	日本代表選手の選考については、選手選考規程に定める選手選考委員会で審議。		強化委員会からの起案をスポーツ科学委員会が協議。	①(2)は審判部、医事委員会、専務理事で派遣する競技役員案を協議。	①は強化委員会、スポーツ科学委員会で案を協議。	①は専務理事が議決。 ②は事務局長が確認。	①の(1)(2)は専務理事が押印した文書を確認。 ②の(1)は事務局長が押印した文書を確認。	指導内容に関連する、各専門部・専門委員会、事務局長、事務局常勤理事、専務理事、副会長、会長と協議。
	意思決定（報告を受ける）者または意思決定（報告を受ける）機関	強化委員長または担当理事で起案し理事会で審議・決議を諮る。	担当委員会または担当理事で起案し理事会で審議・決議を諮る。但し、やむを得ない事情等がある場合は、決定後速やかに理事会へ報告すること。	強化委員長または担当理事で起案し理事会で審議・決議を諮る。但し、やむを得ない事情等がある場合は、決定後速やかに理事会へ報告すること。	①は総務委員会または担当理事で起案し理事会で審議・決議を諮る。但し、やむを得ない事情等がある場合は、決定後速やかに理事会へ報告すること。	①は専務理事で起案し理事会で審議・決議を諮る。 ②は専務理事で決定し理事会へ報告すること。	①は事務局長が専務理事に報告。		外部統制先からの指導等を内部統制に反映する際の各施策をマネージャー、各専門部・専門委員会、事務局長、事務局常勤理事、専務理事、副会長、会長が理事会に報告。必要に応じて理事会で審議・決議を諮る。